

○みなかみ町空き家等活用促進事業補助金交付要綱

平成26年10月22日

告示第90号

改正 平成31年3月26日告示第35号

令和元年9月5日告示第33号

令和2年1月30日告示第9号

令和2年7月1日告示第87号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家等の有効活用による町内への定住促進を図るため、空き家バンク制度を活用して定住する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 みなかみ町空き家バンク制度設置要綱（平成26年告示第89号。以下「設置要綱」という。）により登録されている建物及び宅地
- (2) 所有者等 設置要綱第2条第2号に規定する者
- (3) 空き家バンク制度 設置要綱第2条第3号に規定する制度
- (4) 賃借者 設置要綱第9条に規定する利用希望者の登録が完了した者のうち、空き家等を自らの居住の用に供するため、その所有者等と賃貸借契約を締結した者
- (5) 購入者 設置要綱第9条に規定する利用希望者の登録が完了した者のうち、空き家等を自らの居住の用に供するため、その所有者等と購入契約を締結した者
- (6) 転入者 本町への転入の届出時3月以内の者であって、転入して3年以上本町の区域外に住所を有していた者

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により本町の住民基本台帳に登録され、かつ、補助金の申請時に夫婦の年齢の合計が90歳未満（以下「若年夫婦」という。）であること。
- (2) 本町に転入した者にあつては、転入の届出の日から3月以内の者で、当該転入の際に継続して3年以上本町以外の市区町村の住民基本台帳に登録されていた者（以下「転入者」という。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 定住を前提に3年以上本町に生活基盤をおく意思がない者

- (2) 補助対象者及びその属する世帯員のいずれかに町税の滞納がある者
- (3) 所有者等と3親等以内の親族である者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団等の構成員及び破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属している者
- (5) 当該補助金の交付を一度受けている者又はその世帯に属する者。ただし、既に賃貸借補助金の交付を受け、その交付期間が上限の3年に達してない場合は、補助対象者とする。

（令元告示33・一部改正）

（補助金の種類）

第4条 この要綱における補助金の種類は次の各号に定めるところによる。

- (1) 賃貸借補助金 空き家バンク制度に登録された空き家等の賃貸借を目的として契約を行った賃借者に交付する補助金
- (2) 空き家等購入・改修等補助金 空き家等を購入した者に交付する補助金及び購入者が住宅の延べ床面積若しくは体積を増加する工事（以下「増築」という。）、改修工事又は修繕を行う者に交付する補助金。ただし、土地のみの購入の場合は、購入から1年以内に当該土地に住宅新築工事を着手することを条件とする。

（補助金の額及び交付時期）

第5条 補助金の額及び交付の時期は別表のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、当該補助金の額の算定に当たって、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の対象となる契約の締結後、遅滞なく、みなかみ町空き家等活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、みなかみ町空き家等活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 町長は、前条の申請書を受理した後、補助金の交付を不相当と認めたときは、みなかみ町空き家等活用促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（変更）

第8条 申請者が申請内容を大幅に変更するときは、賃貸借補助金にあつては、みなかみ町空き家等活用促進事業補助金変更申請書（賃貸借）（様式第4号）を、空き家等購入・改修等補助金にあつては、みなかみ町空き家等活用促進事業補助金変更申請書（購入・改修等）（様式第5号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 第7条に規定する補助金の交付決定を受けた者は、事業終了後、速やかにみなかみ町空き家等活用促進事業補助金実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は前条の規定による実績報告書を受理したときは、みなかみ町空き家等活用促進事業補助金の額の確定通知書(様式第7号)により交付額の確定を行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の規定による補助金の額の確定通知書を受けたときは、速やかにみなかみ町空き家等活用促進事業補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 町長は前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第3条の規定に違反したとき。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(現地調査)

第14条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象となった空き家等について現地調査を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日告示第35号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の

調整をして使用することができる。

附 則（令和元年9月5日告示第33号）

この告示は、令和元年9月9日から施行する。

附 則（令和2年1月30日告示第9号）

この告示は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日告示第87号）

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

（令2告示87・一部改正）

対象補助金	補助対象者	対象経費	補助率	補助限度額	交付時期
賃貸借補助金	若年夫婦、転入者	空き家等の賃貸借料（3年間の賃貸借料）	対象経費の4分の1以内	10,000円／月（上限3年）	賃貸借契約が成立した後に、賃借者が居住を開始し、該当年度分の賃貸借料の支払いを終えたとき。
空き家等購入・改修等補助金	若年夫婦 上記以外で転入者	空き家等の購入代金（土地のみの場合も含む）及び増築、改修工事又は修繕に要した経費	対象経費の10分の1以内	1,000,000円 500,000円	購入契約が成立した後に、購入者が本町に住民票を移し、購入代金の支払いを終えたとき。又は、増築、改修工事又は修繕の代金の支払いを終えたとき。 土地のみの購入の場合は、新築住宅の工事が完成し、みなかみ町への住民登録が確認できたとき。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

みなかみ町空き家等活用促進事業補助金交付申請書

みなかみ町空き家等活用促進事業補助金を受けたいので、みなかみ町空き家等活用促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助金の種類		
対象経費	円	
補助金申請額	円	
転入年月日	年 月 日	
空き家等について(※該当する部分についてのみ記入)	土地取得年月日	年 月 日
	住宅取得年月日	年 月 日
	改修等工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	賃貸借契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日

別紙1

申請時添付書類

共通	<ol style="list-style-type: none">1 本町に移動した住民票の写し(世帯全員の続柄が記載されたもの)2 世帯全員の戸籍の附票(外国人にあっては不要)3 誓約書(別紙2)
賃貸借補助金	<ol style="list-style-type: none">1 賃貸借契約書の写し
空き家等購入・改修等補助金	<ol style="list-style-type: none">1 住宅及び土地の購入を証するもの2 住宅の改修等に関する工事請負契約書の写し(住宅改修関係)3 住宅の改修等に係る見積書の写し及び領収書の写し(住宅改修関係)4 住宅の改修等を行う部分を示す平面図(住宅改修関係)5 住宅の改修等を行う部分の着工前の写真数枚(住宅改修関係)6 住宅新築工事着手届け(土地のみの購入関係)

別紙2

誓約書

私は、みなかみ町の住民として定住（3年以上町内に居住）の意志をもって居住します。
また、みなかみ町空き家等活用促進事業補助金交付要綱第13条に該当することとなったときは、町長が指定する金額を返還します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

みなかみ町長 印

みなかみ町空き家等活用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったみなかみ町空き家等活用促進事業補助金について、みなかみ町空き家等活用促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 補助金の種類

2 交付決定額

円

3 交付条件

- (1) みなかみ町空き家等活用促進事業補助金交付要綱第13条に該当することとなったときは、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
- (2) 町長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類を提出すること。
- (3) 申請書の記載に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

みなかみ町長

印

みなかみ町空き家等活用促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみなかみ町空き家等活用促進事業補助金については、下記の理由により交付することができませんので通知します。

記

（不交付理由）

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

みなかみ町空き家等活用促進事業補助金変更申請書(賃貸借)

年 月 日付けで交付決定のあったみなかみ町空き家等活用促進事業補助金について、下記のとおり変更したいので、必要書類を添えて申請します。

記

(変更前)

- 1 対象経費(家賃) 月額 円 × 月 = 円
- 2 契約期間 年 月 日 から 年 月 日
- 3 交付決定額 円

(変更後)

- 1 対象経費(家賃) 月額 円 × 月 = 円
- 2 契約期間 年 月 日 から 年 月 日
- 3 新たな交付申請額 円

※新たな賃貸借契約書の写しを添付してください。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

みなかみ町空き家等活用促進事業補助金変更申請書(購入・改修等)

年 月 日付けで交付決定のあったみなかみ町空き家等活用促進事業補助金について、下記のとおり変更したいので、必要書類を添えて申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 工事施工期間 変更なし
変更あり(年 月 日～ 年 月 日)

変更前の対象経費 円

交付決定額 円

変更後の対象経費 円

新たな交付申請額 円

※新たな工事金額の見積書を添付してください。

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

みなかみ町空き家等活用促進事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった標記の補助金について、みなかみ町空き家等活用促進事業が完了したので下記のとおり実績を報告します。

記

補助金の種類

対象経費 円

交付決定額 円

添付書類

- ・支出を証明するもの
- ・完成写真(住宅改修等を行った場合)
- ・下水道排水設備工事の場合は排水設備工事完了届の写し(住宅改修等を行った場合)
- ・登記簿謄本(購入の場合)

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

様

みなかみ町長 印

みなかみ町空き家等活用促進事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付で申請のあったみなかみ町空き家等活用促進事業補助金について、みなかみ町空き家等活用促進事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額 円

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

みなかみ町空き家等活用促進事業補助金交付請求書

年 月 日付で交付確定のあった標記の補助金について、みなかみ町空き家等活用促進事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 受領方法 口座振り込み

【補助金振込先金融機関】

この請求に対する支払金額については、次の金融機関口座にお振り込みください。

金融機関名	(銀行・信用金庫・信用組合) 本店・支店
	農業協同組合 支所
口座種別・番号	普通・当座 No.
(フリガナ) 口座名義人	

※口座名義人は、申請者（請求者）と同じ方にしてください。

※振り込みを正確に行うため通帳（名義人・番号の部分）のコピーを添付してください。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

(平31告示35・令2告示9・一部改正)

様式第5号 (第8条関係)

(令2告示9・一部改正)

様式第6号 (第9条関係)

(令2告示9・一部改正)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第11条関係)